

金融庁の貸金業者に対する指導を求める意見書

近年、自治体において地方税等の滞納者が消費者金融会社や信販会社等の貸金業者に支払った過払い金の返還請求権を差押さえ、滞納分の返還に充てるシステムを採用している団体がある。

しかし、過払い金の差押さえには、取引履歴の開示が必要であり貸金業者の中には個人情報保護を理由に、地方自治体等からの照会に応じない業者や、回答を引き延ばそうとする業者があり、滞納処分事務に支障が生じている。

滞納者の中には多重債務者も多く、地方自治体には救済のための相談窓口の設置も求められており、このシステムを積極的に推進することにより、地方税等の滞納の解消をはじめ、多重債務者の救済にも寄与すると考える。

よって、政府においては、下記の事項について、早急に実現されることを強く要望する。

記

- 1 地方自治体が、消費者金融会社等に対し市税等の滞納者の取引履歴等の照会を行った場合には、遅滞なく回答する等の行政指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年（平成20年）9月25日

高砂市議会